

**いわてで生み育てる県民運動の広報に係る
企画運営事業**

業務仕様書

令和6年6月

**岩手県保健福祉部
保健福祉企画室**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営事業

(2) 委託する業務の概要

岩手県では結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会が一体となって安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組む機運を醸成するため「いわてで生み育てる県民運動」を推進しており、「いわてで生み育てる県民運動」に係る次の事業を実施する。

- ・ メディアタイアップ等広報の企画及び実施

(3) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

イ 予算額

6,476,000円以内（税込）

※ ただし、(4)イの委託業務内容については1,250,000円以内（一般管理費、税込）とし、(4)イ以外の委託業務内容については5,226,000円以内（一般管理費、税込）とする。

(4) 委託業務内容

広く県民が結婚、妊娠・出産、子育てについて考える機会を複数回設け、県民運動を効果的に実施するため、県の取組等について様々なメディア等を通じて広報を行う。

番組等の制作に係る企画、制作、放送、経費支出等までの一連の業務を行うこと。

広報の際には県民運動のキャッチフレーズ「いわての子 みんなでつくる 大きなゆりかご」を活用すること。

※ 県民運動に関連する県の主な事業については別紙1のとおり。

ア 広報媒体の制作及び制作監理

- ・ 多くの県民が視聴できるよう複数のテレビ局等とタイアップし、情報番組内でシリーズ紹介するなど、年間を通じて複数のテーマを放送すること。
- ・ より多くの県民の目や耳に触れるような時期及び時間帯で放送することとし、特に「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）に合わせて広報できるよう機会を設けること。
- ・ タイアップの趣旨から放送回数や番組内容等は参加局間で統一しなくても構わないこと。
- ・ 放送した番組について、県がその目的を達成するための範囲内において、番組DVDの県主催イベント等での放映やYouTube等の動画配信サイトへの掲載等の二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。

また、番組撮影に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要な手続きを行うこと。

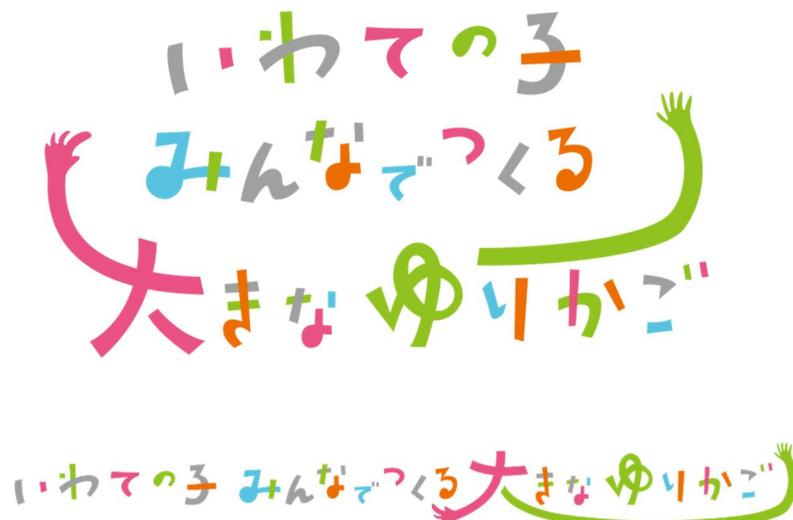
イ Web広告の実施

- ・ 県内 29 市町村が実施する「結婚新生活支援事業※」の認知度を向上させ、申請を促すため、効果的なWebプロモーションを実施すること。
※ 結婚新生活支援事業の詳細は別紙 2 のとおり。
- ・ 少なくとも 8 月と 12 月の 2 週間ずつ（計 4 週間）は実施することとし、予算の範囲内で最も効果的と思われる時期・期間について提案をすること。
- ・ Web 広告実施のためのバナーデータ又は広告動画を作成（デザイン含む）すること。
- ・ ターゲット層は岩手県内に住む 39 歳以下の新婚世帯とし、クリック数や登録数などの成果予測を行った上で、SEM 広告、リターゲティング広告、インストリーム広告など、より多くの県民に閲覧される手法を提案すること。

ウ その他の広報

上記の方法を含め県民運動の認知度向上、既存の県民運動 SNS（X、Facebook）のリーチ数及びフォロワー数の増加、キャッチフレーズ及びロゴマークの浸透を図るような広報案を提案し実施すること。

【ロゴマーク】



エ 成果品等

- ・ テレビ放送を録画した DVD（1 枚）を提出すること。
また、県がダビング、編集できる DVD 又は動画データを提出すること。
- ・ Web 広告については、広告効果等の測定・分析を行い、書面で提出すること。
- ・ その他、広報実績等について成果品を提出すること。

2 業務にあたっての留意事項

(1) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないものとする。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗よく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1) イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記4(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者（再委託を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）等を遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(7) 必要な許認可・許諾等

本業務の実施に必要な許認可や取材先への申し込み等の事務手続きは、全て受注者が行う。

(別紙1)

いわてで生み育てる県民運動について

1 県民運動の概要

結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、子どもの誕生や成長を共に喜び、子育てを応援していく地域社会を形成するため、県のみではなく市町村、民間企業等の地域の結婚、妊娠・出産、子育て支援等の取組を総合的、一体的に推進することによって、社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図る県民運動を展開する。

2 県の主な取組

- ・ 岩手であい・幸せ応援事業
“いきいき岩手”結婚サポートセンター i-サポによる結婚支援創出（i-サポのマッチングシステムの機能充実）、民間企業・団体や市町村と連携した出会いの場の創出
- ・ ライフデザイン形成支援事業
結婚新婚夫婦や婚活前の人向けライフプランセミナーの実施、県内高等学校のモデル校を対象に出前講座を実施
- ・ 三陸縁結び支援事業、北いわて縁結び応援事業
出会いイベントの開催等による男女の出会いの場の創出
- ・ 子育てサポートセンターの運営
子育てサポートセンターにおいて子育てに関する相談対応、子育て情報の発信等を実施
- ・ 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業
子どもの居場所づくりを進めるため、「子どもの居場所ネットワーク」を通じて開設・運営を支援
- ・ ひとり親家庭等総合相談支援事業
ひとり親家庭等応援サポートセンターにおいて相談支援等を実施
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業
住宅購入の検討機会が多い子育て世代等に対し、県産木材を使用した住宅新築等を支援
- ・ 魅力ある職場づくり推進事業
県内就職や子どもを安心して生み育てる環境づくりの促進のため、中小企業等が行う若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の整備を図る取組に要する経費を補助
- ・ 子育て応援推進事業
社会全体で子育て支援を行う意識啓発や機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」協賛店舗の拡大や「いわて子育てに優しい企業等」の認証、子育て応援パスポートの交付等を実施

- ・ いわて家事・育児シェア普及推進事業
女性の活躍を推進するため、家庭において男女が協力して家事・育児を行う意識醸成を図る公民連携による啓発キャンペーンを展開

3 市町村の取組

新婚世帯に対する引越費用、新居住居費用等の助成、妊産婦の産前・産後の負担軽減に資する産前・産後サポート、子育て支援センターの運営、悪天候時や冬季でも未就学児が安心して遊べる屋内の遊び場の整備等を実施

4 民間企業等の取組

男女ともに働きやすい職場環境づくりや各種休暇制度等の充実、子育て家庭が利用しやすい環境などに配慮したサービスや料金の割引などのサービスの提供等を実施

(別紙2)

結婚新生活支援事業の概要

1 国事業

市町村が、新婚夫婦で世帯所得 500 万円未満の世帯を対象に、結婚新生活に伴う引越費用、新居住居費用等を助成する場合に、当該助成に要する経費に対し補助するもの。

- 対象年齢：夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下
- 世帯所得：500 万円未満
- 補助上限額：夫婦ともに 29 歳以下 60 万円、30～39 歳 30 万円
- 補助対象経費：住宅取得・リフォーム・賃貸借費用、引っ越し費用

2 県単事業

結婚新生活支援事業に取り組む市町村における国庫事業の対象世帯のうち、29 歳以下の世帯に対し、県独自の用途制限のない支援金（定額 10 万円）を上乗せ補助する。

3 令和 6 年度実施市町村

宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町（29 市町村）

結婚新生活支援事業(継続)		新婚世帯における家具家電購入平均額:約50万円(※)	
国 (40万円)	市町村 (20万円)	R6新規 県上乗せ (10万円)	新婚世帯自己負担 (40万円)

【補助対象経費】 住宅の取得・リフォーム・賃借費用、引越費用

【国の補助対象外経費】 家具家電等購入費

※新婚生活実態調査2023 (リクルートプライダル総研)